

別表第1（第2条、第3条、第5条、第8条関係）

補助事業の内容及び補助対象経費	補助事業者	事業実施主体	補助率
<p>(1) 潜在的な労働力を掘り起こすために実施する農作業体験や援農ツアー、ワーケーションの開催、アルバイト募集広告の作成（インターネット等への掲載を含む。）及び外国人材の円滑な受入れのための送り出し国調査等の取組に要する経費</p> <p>(2) 県内外から援農者や外国人材を受け入れるために実施する空き家の改修（トイレの水洗化、シャワー・エアコンの設置等（市町村、JAが所有又は長期間借り受けるものに限る。）、農作業現場への送迎（最寄り駅及び宿泊施設等から現地まで）、農作業現場の施設の充実（簡易トイレ、休憩所等の設置）に要する経費</p> <p>(3) 緊急時及び農繁期に農業者の農作業を請け負うサポート隊の設置に要する経費*2及び市町村をまたぐ移動に要する経費</p> <p>(4) JA集出荷場の作業効率、労働生産性を高める取組（「トヨタカイゼン方式」の導入等）に要する経費</p> <p>(5) 広域的なマッチングの促進、農福連携の推進のためのJA無料職業紹介所への専任職員の配置や、研修会の開催、研修への参加及び先進事例調査の実施等による職員のスキルアップの取組に要する経費</p> <p>需用費、旅費、謝金、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金 修繕費（空き家の改修に限る。）、備品購入費（空き家の改修に限る。） 給料等</p>	<p>市町村 JA JA出資法人</p>	<p>市町村 JA JA出資法人等*1</p>	<p>2分の1以内</p> <p>ただし、「空き家の改修」は 3分の1以内 （上限100万円）</p>

*1：事業実施主体の「等」とは、JAや市町村等で構成する規約や会計規則等を有する協議会。

*2：事業実施主体が新たに雇用するサポート隊の従事者に対する給料等。

サポート隊員に支払う日当及び農作業の受託料金の差額について、2分の1以内で補助する。